

発行：北出経営労務事務所  
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室  
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480  
発行日：2013年3月1日

### 今月のことば ● 誰からも謙虚に学ぶ

成功している人ほど努力をされていて、誰からも学ぶ姿勢を持っている。  
そして驚くほど謙虚。これが成長する秘訣。

花粉症の季節ですね～(T\_T)今年の花粉飛散量は、2012年に比べると多くなる見込みだそうです  
(>\_<)地域によっては5倍以上増える所もあるようです。恐ろしい・・・。

さてさて、少し前の話になりますが、所長の北出が「網膜剥離」で、手術・入院し、しばらく休んで  
おりました(>\_<)皆様にはご迷惑とご心配をおかけ致しましたが、何とか無事復帰致しました(\*^~^)  
最初、網膜剥離と聞いたときは、「ボクサー?!」と思いましたが、ネットで調べてみると、ボク  
サーじゃなくてもなってしまうみたいですね(>\_<)北出の場合、最初は「何か目がおかしい・・・」  
と少しの違和感を感じ病院に行ったら、網膜剥離と診断されたようです。

自分では大したことはないと思っても、大事に至って  
しまう場合もあるようなので、皆様も何か少しいつも  
と違うと感じたら、体の声に耳を傾け、病院に行って  
みてくださいね(>\_<)何もなければそれでよし!何事  
も早期発見に越したことはありませんよね(\*^\_^\*) (高間)



今年も開催決定!!

### セミナー案内

社長・経営幹部のためのトップマネジメント養成講座

全7回

昨年大好評だったトップマネジメント養成講座は、「“経営の原理原則”や“社長の考え”を経営幹部が  
共有する」「経営者と経営幹部のギャップを埋める」「経営者と同じ視点で経営幹部が物事を考えるよう  
になる」ために必要なプログラムをすべて盛り込んだ渾身の内容です。  
受講後には「やるべき事が見えてくる」「仕事が楽しくなる」など変わった自分に出会えます。  
また異業種間で行う講義のため、同じ立場の方が集い、人脈づくり、情報交換も大いに期待  
できます。会社の成長、社長、経営幹部のレベルアップにぜひご活用ください。

#### ◆セミナー内容◆

日時：4月 8日(月) 経営の原理原則  
4月22日(月) 理想のリーダー  
5月13日(月) 経営者・幹部のためのコミュニケーション術  
5月27日(月) 目標設定とモチベーション  
6月10日(月) 経営ビジョンと経営計画  
6月24日(月) 組織を統率する行動指針づくり  
7月 8日(月) 組織を統率する行動指針づくり【実習編】  
いずれも18:00~20:00(開場 17:30)  
会場：アオッサ6F 605研修室(福井市手寄1丁目4番1号)  
参加費：全7回 73,500円 / 1回 15,750円(税込)  
・・・社長・経営幹部2名様セット料金です。  
(1名追加ごとに21,000円アップとなります)

定員：7社限定

お申し込み期限：3月29日(金) 事前振込制  
2回に1回は懇親会を開催し、交流を深めます。(懇親会費用：実費)  
セミナーの詳細・お申し込みは<http://kk-group.com/seminar> まで



《講師プロフィール》 北出慎吾(きたでしんご)  
特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元  
気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った  
社労士として、従業員数1名から700名規模の  
中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、  
社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくる  
ための人事制度、就業規則の作成、モチベーショ  
ンアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくり  
など、経営者から高い評価を得て業績アップに貢  
献している。考える社員の育成、ビジネススマー  
を中心とした新入社員研修は、延べ290人が参  
加している。

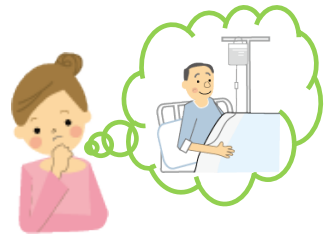
著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」  
(2011年ばる出版)  
福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、  
福井産業支援センター専門相談員。  
ゲンキー株式会社現外部監査役。

(お知らせ)

※弊所は1月10日より、コンサルティング部門、セミナー・研修部門を独立させ「シナジー経営株式会社」を設立いたしました。

# けいえい ろうむ 相談室

社員が病気で会社を休んでいます。  
たしか、休んでいる期間について何かもらえるとお聞きしたのですが・・・。



会社を休むと給与がもらえず社員は生活に困ってしまいますよね。そうした場合、生活を保障するため「傷病手当金」という制度があります。  
では、どのようにして「傷病手当金」をもらうのでしょうか。見ていきましょう。

## ■ ■ 傷病手当金とは ■ ■

社会保険に加入している方が、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な給与が受けられない場合に支給されます。

### 【傷病手当金が受けられるとき】

業務外の病気やけがのために働くことができません、

会社を休んだ日が連続して3日間あったとき4日目から支給

### 【支給される金額】

一日につき、標準報酬月額（※）の3分の2に相当する額

### 【支給される期間】

支給を開始した日から数えて1年6か月



### 1分間ろうむスタディ

（※）標準報酬月額とは

毎年、定時決定により決定する標準報酬月額から決まります。具体的には、社会保険の保険料額表に記載されています。

## ■ ■ 具体的に ■ ■

社員がケガ・病気で4日以上休む  
（待機期間の完了 右図参照）

「傷病手当金」の用紙を社員へ渡す。  
（病院で医師の証明を頂いてもらう。）

休んだ期間給与なし

「傷病手当金」請求

「傷病手当金」が振込まれる

<待機期間の考え方と受給期間>

【1】3日連続の休みがないので、待機期間にならない

×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
休	出	休	休	出	出	休	休	出	

【2】最初の2連続休は、待機期間にならない

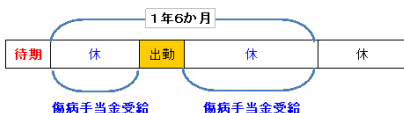
×	×		○	○	○	○	○	○	○
休	休	出	休	休	休	休	休	休	休

会社が休みの日も待機期間に入ります。

【3】3連続休で待期が完成するので、その後は出勤があってもよい

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
休	休	休	出	休	休	休	休	休	休

【4】支給期間は、暦日で1年6か月まで



- 会社が休みの日も待機期間になります。
- 待機期間の3日間は有給でも構いません。
- 出社したけど、早退して病院へ行った場合、医師の証明があるなら待機期間の3日に含まれます。
- 会社が休みの日も傷病手当金はもらえます。（ただし、その日に給料の支払いがないこと）
- 休んでいる時に給与が出た場合、1日あたりの支給金額と給与の差額が支給されます。（支給金額を超える時は支給されません。）
- 1年6ヶ月前に傷病手当金をもらった病気で再度もらうことはできません。（継続）ただし、一旦治癒した場合はもらえます。（再発）

## ■ ■ 退職後 ■ ■

以下の方は、退職後、引き続き傷病手当金をもらうことができます。

- 継続して1年間、健康保険に加入して退職
  - 退職までに連続してケガ病気のために3日間仕事を休んだことがあるとき
  - 傷病手当金を受けた期間が少なくとも1日はあるとき
- 退職後は、ご本人さんが申請することになります。会社は証明する必要はありません。



## ♥♥社労士さとうのワンポイントアドバイス♥♥

社員の方が業務外のケガや病気で長期に渡り休む場合は「傷病手当金」をもらうことができます。「傷病手当金」は、仕事に復帰してから請求することも、期間を区切って請求することもできます。ただし、時効がありますので忘れずに請求しましょう。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、希望者全員65歳までの雇用が義務化されました。  
各社によって対応方法が違いますが、今回の改正のポイントをまとめてみました。

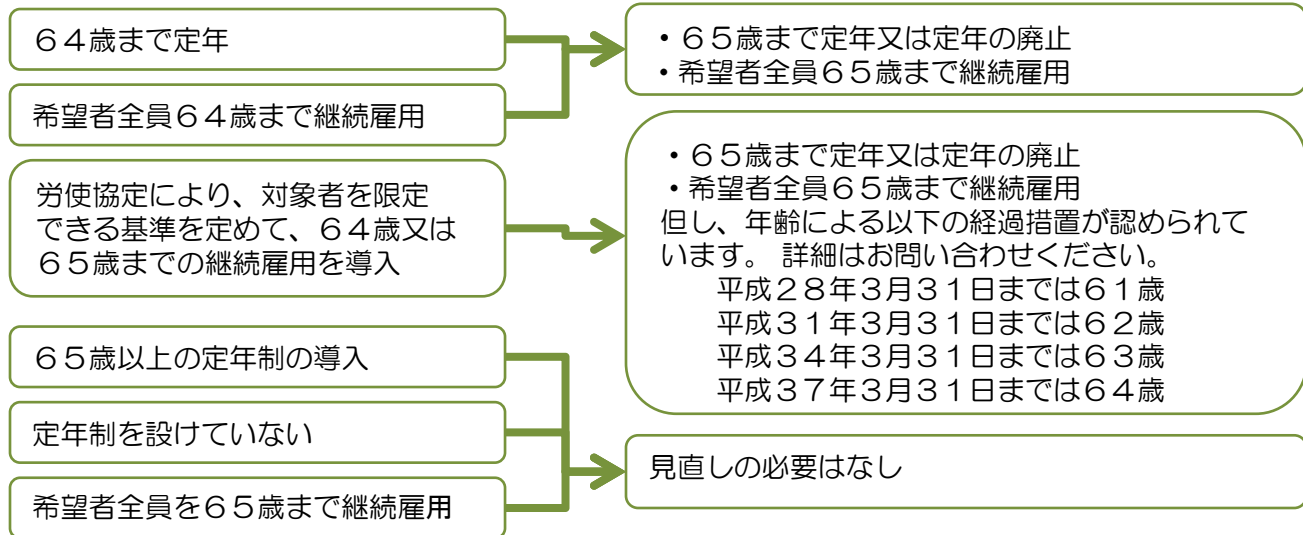
■ ■ 定年が65歳（60歳）未満の企業は就業規則の見直しが必要 ■ ■

65歳未満の定年制を採用し、65歳までの継続雇用の対象者を労使協定（会社と労働者の代表による協定書）で限定している企業は、制度の見直しが必要です。

平成25年4月1日から定年・継続雇用制度において就業規則の変更が必要となります。

**すでに、65歳の定年制を導入している企業は特に対応の必要はありません。**

■ ■ 現状チェックリスト ■ ■



■ ■ よくあるご質問 ■ ■



【Q】

Q1：本人と事業主の間で賃金と労働時間の条件が合意できず、継続雇用を拒否した場合も違反になるのですか。

Q2：経過措置により継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定めた場合は、労働基準監督署に届け出る必要はあるのですか。

【A】

A1：高齢者雇用安定法が求めているのは、**継続雇用制度の導入であり、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否したとしても、高齢者雇用安定法違反となるものではありません。**

A2：継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定めた場合には、就業規則の絶対的必要記載事項である「退職に関する事項」に該当することとなります。このため、**就業規則の変更を管轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。**また、継続雇用制度の対象者に係る基準を定めた労使協定そのものは、労働基準監督署に届け出る必要はありません。



**POINT** !

今回の改正を踏まえ、法律に応じて、高齢者雇用確保措置を実施していない企業は、企業名の公表があります。お早めにご対応ください。

ご不明な点は…

☎0776(58)2470  
北出経営労務事務所  
担当：北出まで



3月のおしらせ

◆助成金終了のお知らせ◆

以下の助成金は3月31日で終了となります。

- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金  
3月31日までに6か月以上派遣社員として受け入れていた方をその会社に雇い入れることが条件です。
- 均等待遇・正社員化推進奨励金  
3月31日までに労働協約又はすべての事業所の就業規則に新たに規定し、労働者に適用することが必要です。



2013年  
新入社員研修

◆開催要項◆

日時：2013年3月28日（木）・29日（金） 9：30～17：00  
 会場：福井県自治会館 202・203号室  
 （福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横）  
 講師：シナジー経営株式会社/北出経営労務事務所 代表取締役 北出慎吾  
 費用：お一人様21,000円（税込。テキスト代含む。）  
 対象：新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方  
 定員：30名

残り5席  
お早目に！

詳細、お申し込みは  
<http://kkcr-group.com/seminar/2013sinnyuusyain.html>

3月のお仕事  
カレンダー

- 平成25年度の健康保険料率・介護保険料率は据置きで決定されました。
- 所得税の確定申告期限は3月15日（金）です。
- 新入社員の受け入れ準備は整っていますか？  
（例）労働者名簿・備品・制服・駐車場の確保など
- 4月から年度が変わる事業所は、新年度のカレンダーの準備や、36協定の締結の準備もお忘れなく。



所長 北出慎吾



佐藤早智代



高間亜希



橋本友美

な、なんと、2月初旬に網膜剥離と診断され、手術・入院してしまいました。ちょっと打たれ過ぎたようです・・・（笑）ボクサーみたい・・・人生36年間で初の入院生活。数々の規制がある中、一体どのように過ごしているのやわかりませんでしたが、何とか1週間の入院生活を終え無事退院。ご心配をおかけしました。入院中たくさんのお見舞いのメッセージを頂きありがとうございます。この場をお借りして、感謝申し上げます。それにしても我ながら、話題が絶えないなとびっくりしております。（笑）

『リアル脱出ゲーム』をご存知ですか？今までに福井で3回開催されています。何故か私は皆勤賞（笑）これが結構難しいんです。勝敗は、2敗1引き分け（1引き分けは、謎は解けていないけど正解してしまったという、強運（#^\_^#））勝敗の鍵を握るのは、チームワークと運（←笑）！ネタばれになるといけないので詳しく書けないのですが。次回5月25日・26日、福井での開催が決定しています。一度ご賞味あれ～！（^\_^）！ちなみに、私は参加します～（^o^）／

そろそろ雑草が力強く生えてくる時期でしょうか・・・（^o^）去年も雑草について話していたような気がします。今年こそは家の周りが密林になる前に何とかしたいと思っています！だけど草むしりは大嫌いな虫との戦いでもあるので、早くも怖気づいています(T\_T)願わくば、たくさんいてもいいから、私の目の前には出てこないでほしい(;□;)けど虫から見れば住処を荒らしているのは私なんですよね、くちょっと申し訳ない（笑）

先日、豆本作りに参加してきました。なんだか難しそうに聞こえますが、作ってみるとこれが意外とカンタン♪和紙をカッターで切ってノート状に綴じ、厚紙と和紙で表紙をつけるというもの。子どもも、カッターのところを少～し手伝っただけで、ものの1時間で、消しゴムサイズのかわいい豆本が完成しました(^)しおりもついた本格仕様ですよ～♪出来上がった豆本を何に使うかですって！？いやあ、つくるのが楽しいんです(\*^\_^\*)